

平成27年（行ツ）第214号，第220号，第224号，第236号，第237号，第239号，第246号，第253号，第257号～第259号，第263号，第264号，第267号，第268号，第270号，第278号，第280号  
選挙無効請求事件

### 個別意見要旨

#### 〔千葉裁判官の補足意見〕

1 当審は、投票価値の較差の問題について、中選挙区制の時代には、最大較差2.92倍や同2.82倍であっても違憲状態とはせず、また、現行の小選挙区比例代表並立制の下においても、平成19年大法廷判決までは較差が2倍を超えても違憲状態とはいえないとする判断を続けてきた。しかしながら、当審は、平成23年大法廷判決を契機として、従前よりも投票価値の較差の評価を厳しく行う姿勢に転じてきている。

2 我が国において、近時、多くの価値観が鋭く対立する政策課題が増え、社会における利害状況が複雑化し、他方、社会や経済の流動化やグローバル化が進み、国際的な緊密化も進展する中で、どのように国民的意見を集約して国政を運営するかが深刻に問われる状況が出現してきている。これらは、国民各自の自覚的で明確な判断によるべきであるという主権者意識を強く生じさせるようになり、そのような状況において、政治の正統性、あるいは政府・内閣の政策活動の正統性が厳しく問われることとなってきており、各議員が正しく国民の声を反映した選挙により選出されたのかどうかが国民の間で深刻に意識されるようになってきた。今回、多数

意見が、選挙時における投票価値の最大較差2.129倍を違憲状態と判断したのは、憲法が平等に国政に参与し得る基本的権利の保障として1人1票を予定していること等のほか、投票価値の平等に関する上記のような憲法的状況の変化、特に、政治の正統性への要求が高まってきたことを踏まえての判断であると考える。

3 その一方で、今日の我が国社会において、人口の地方から大都市への流入が続き、過疎対策との関係で地方の振興が課題になっている。しかしながら、この課題は、我が国全体の利益に直接繋がる問題で、地方と大都市を対立的に見るよりも、両者の連携の視点が重要となってきており、人口の少ない地方の実情を国政に届ける地方選出議員の存在が重要であるとしても限度があって、このような状況下では、投票価値の較差の評価において、憲法上の平等の観点から要請される人口比例原則に明らかに反する程度まで許容することの合理性は、説明できないところとなっている。

4 上記3の人口分布の傾向は、当分の間はこれまでと変わらずに継続するものと推察される。そうすると、平成25年改正法は、較差是正のための対応策としては、それが緊急措置としてあっても弥縫策としての評価を免れない。較差の速やかな是正のためには、人口の大都市への流入が続くことを前提に、常時、較差が過大とならないよう選挙区割りがほぼ自動的に変更・修正されるようなシステムの構築が望まれる。そうなれば、定数訴訟ないし選挙無効訴訟はその役割を終えることにもなろう。

5 平成23年大法廷判決以来、国会においては、当裁判所大法廷の判断を踏えた制度の見直しについての検討が続けられており、司法部と立法府とのそれぞれの機能、役割を踏まえた緊張感を伴う相互作用が行われている。国家機構の基本と

なる選挙制度の大改革を目指し、両者の間で、いわば実効性のあるキャッチボールが続いている状況にあり、司法部としては、この相互作用が早期に実りある成果を生むようにしっかりと見守っていくことが求められるところであろう。

〔櫻井裁判官、池上裁判官の意見〕

1 平成24年改正法及び平成25年改正法は、平成23年大法廷判決が指摘した違憲状態を緊急に是正し、選挙区間の人口の最大較差（人口比最大較差）を2倍未満とするために、特例として都道府県別の定数（選挙区数）を0増5減し、必要最小限の区割りの改定を行ったものである。選挙制度の整備は、漸次的見直しを積み重ねることによって実現していくことも国会の裁量によるものとして許容されるところ、両改正法により定められた本件選挙区割り（人口比最大較差1.998倍）は、その後の人口変動により較差が2倍を僅かに超えることが予見されるものであったとしても、衆議院に解散制度があり、緊急に違憲状態の是正が求められたことや両改正法の趣旨及び成立までの経緯等に照らすと、違憲状態を当面是正したものとして国会の立法権行使の在り方として現実的な選択であり、合理的な裁量の範囲内にある。

2(1) 平成23年大法廷判決が、旧区画審設置法3条2項に定められた定数配分方式の不合理性を指摘したのは、それが都道府県間の投票価値の不平等を殊更に創出し、選挙区間における2倍を優に超える投票価値の較差を生じさせる主な要因になっていたことによるものである。そこで、平成24年改正法による各都道府県に対する定数配分により、議員1人当たりの人口及び選挙人数を見ると、本件選挙時の選挙人数最少選挙区の属する宮城県と最大選挙区の属する東京都とを比較すると、

平成22年国勢調査時の人口比で1.345倍、本件選挙時の選挙人比で1.367倍であるなど、定数較差を都道府県間で見れば2倍を相当程度下回っている。したがって、0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について新規割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことが選挙区間の選挙人數の最大較差（選挙人比最大較差）が2倍を超えた主な要因ということはできない。

(2) 本件選挙時の選挙人比最大較差が最少の宮城県第5区と最大の東京都第1区との間で、2.129倍であったことについては、東日本大震災による被害を受けるなどの特別の事情のあった宮城県第5区等を基準として同較差を算出するのは相当でなく、そのような特別な事情のない鳥取県第1区を基準とするのが最も妥当な方法である。そして、鳥取県第1区と東京都第1区との間で比較すると、本件選挙時の選挙人比最大較差は、2.067倍であり、同較差が2倍を上回るのは5選挙区だけである。この較差は、違憲状態を緊急に是正するための立法裁量の現実的な行使である本件選挙区割りの合理性を失わせるに至っていたということはできない。

3 以上に述べたところによれば、本件区割規定は、国会に与えられた裁量権の行使の合理的な範囲内にあるというべきであって、本件選挙当時、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものとはいえない。

4 選挙区間の投票価値の最大較差が拡大する要因としては、区画審が定めた「区割りの改正案の作成方針」（平成13年9月）において、都道府県内の区割り基準について、「各選挙区の人口は、当該都道府県の議員1人当たり人口の2/3から4/3までとする」との原則や「市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は分割しない」との原則が定められていたことによるところが大きい。区画審においては、こうした基準を見直し、憲法の投票価値の平等の要求をより一層実現する

よう希望しておきたい。

[大橋裁判官の反対意見]

1 国会は、遅くとも平成23年大法廷判決の言渡しによって旧選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると認識し得たのであり、合理的期間の始期は遅くとも言渡しがされた平成23年3月23日である。本件選挙当時における選挙区間の投票価値の最大較差は2.129倍となっており、憲法の平等価値の原則に反する状態になっているから、平成23年大法廷判決が指摘した違憲状態は、現在でもいまだ解消されていない。平成23年3月23日から本件選挙施行日まで3年8か月が経過しており、これは国会が旧選挙区割りを憲法上の平等価値の原則に適合するものに改正するのには十分な期間である。したがって、本件では憲法上要求される合理的期間を徒過したものといわざるを得ない。

2 平成23年大法廷判決から現在まで既に4年8か月が経過しているにもかかわらず国会による是正措置は実現されていないのであり、選挙人の基本的人権である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみは重大といわざるを得ず、また、立法府による憲法尊重擁護義務の不履行や違憲立法審査権の軽視も著しいものであることに鑑みれば、本件は事情判決により選挙の違法を宣言するのにとどめるべき事案とはいえない。

他方において、選挙無効の効力を直ちに生じさせることによる混乱を回避することは必要であり、本件選挙は本判決確定後6か月経過の後に無効とすることが相当である。

投票価値の較差の是正が困難であるのは、選挙制度構築の技術性や専門性に由来

するものと利害関係の対立、特に直接の利害関係人である現職議員間の利害対立によるものとが考えられるが、国会はこれまで何度もわたり衆議院議員総選挙の小選挙区選挙に関する定数是正を検討するための審議会等の組織を設置し検討を加えてきたのであるから、技術的・専門的な知識・経験を蓄積してきたものと考えられ、主たる原因は現職議員間の利害対立にあるものと考えられる。しかしながら、本件は裁判所が違憲状態にあるとした本件選挙区割りのは是正に関わるのであるから、憲法尊重義務を負う個々の議員だけでなく立法府として速やかにこれを是正する法的義務を負っているものといわなければならない。

立法府による本件選挙区割りのは是正のための検討作業を前提にすれば、本判決確定後 6 か月以内には是正措置を探ることを求めるのは不可能を強いるものとはいえない。そして、6 か月以内には是正措置が採られた場合には、特別法による選挙か衆議院を解散した上で通常選挙によるか等の具体的な方法についての選択肢はあるものの、憲法 14 条に適合する新たな選挙区割りに基づいた選挙をすることで本件選挙を無効とすることによる混乱は回避することが可能である。

#### 〔鬼丸裁判官の反対意見〕

1 憲法は、衆議院議員の選挙における国民の投票価値につき、できる限り 1 対 1 に近い平等を基本的に保障している。その一方で、国会が両議院議員の選挙に関する事項を決定するに当たり立法裁量権を有することは予定されているところであるが、国会が立法裁量権を行使して両議院議員選挙制度の内容を具体的に決定するに当たっては、憲法の保障する投票価値の平等を最大限尊重し、その較差の最小化を図ることが要請されており、技術的に不可避ともいいうべき較差等は許容せざるを

得ないとしても、それが生ずる理由を明らかにした上で、当該理由を投票価値の平等と比較衡量してその適否を検証すべきものである。

国会は、平成24年改正法及びこれを前提とする平成25年改正法を成立させ、選挙区割りを改めたが、この改定は、選挙区間の人口の較差が最大2倍未満となることを目的としたものであって、できる限り1人1票に近い平等を保障するものではなかった。このため、本件選挙時の最大較差は、予測されていたとおり2倍を超えることになったものであり、憲法の要求する1人1票に近い投票価値の平等に反するものであるといわざるを得ない。

2 国会が平成23年3月23日に投票価値の平等に反する状態にあることを認識し得てから本件選挙までの間に、3年8か月が経過した。その一方で、同日以降に衆議院において少なからぬ法案が可決されてきた状況に照らすと、期間の長短のみならず是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の考慮事項を総合考慮しても、国会が、上記期間内に憲法の投票価値の平等の要求するところに沿った定数配分や選挙区割りのは正を行うことは可能であったというべきである。したがって、憲法の予定している立法権と司法権の関係を考慮してもなお、本件選挙時には既に憲法上要求される合理的期間を徒過したものというべきである。

3 本件選挙を全部無効とした場合には、本件選挙により選出された衆議院の小選挙区選出議員全員の当選の効力が失われることになるところ、比例代表選出議員のみによって衆議院の活動が行われるという事態は、衆議院議員の小選挙区比例代表並立制度を定めた公職選挙法も、また衆議院議員選出のために投票した国民も予定しなかった事態であり、予期しない不都合や弊害がもたらされるおそれがあるこ

とを否定することはできず、国民の負託に沿わないおそれが高いといわねばならぬ。国会においては引き続き選挙制度の見直しが行われ、衆議院に設置された検討機関において投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度を内容とする具体的な改正案等の検討が行われていること等を総合考慮すると、事情判決の制度の基礎に存する一般的な法の基本原則を適用して、本件選挙が違法であることを主文において宣言することが相当である。

[木内裁判官の反対意見]

1 本件区割規定及び本件選挙区割りは、平成25年改正後の平成24年改正法によるものであるが、定数削減の対象外の都道府県には旧区割基準による定数が配分されており、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備を実現したものといえば、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというべきである。

2 国会が憲法上要求される合理的期間内における是正がされたか否かの判定は、国会が立法府として合理的に行動することを前提として行われるべきであり、既に平成23年大法廷判決において、違憲状態の主要な原因である1人別枠方式の廃止と新基準による選挙区割規定の改正という、行うべき改正の方向が示されており、改正の内容についての裁量権はこの範囲に限定されている。合理的期間の起算点が平成23年大法廷判決の言渡しがされた時点であり、本件選挙施行までの期間が3年9か月弱となるところ、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決が憲法上の要求とした投票価値の平等の実現を阻害する1人別枠方式という要因の解消は、本件選挙区割りにおいても実現していないのであるから、本件選挙施行時点まで是

正がなされなかつたことが、合理的期間を徒過したものであることは明らかである。

したがつて、本件区割規定は、違憲の瑕疵を帯びるものである。

3 選挙区割規定が違憲であるにもかかわらず、選挙が繰り返し行われるような場合に、裁判所は違法を宣言するのみで選挙を無効としない判決をただ繰り返すに終始することはできない。また、是正をなすべき合理的期間の幅を広げることにも自ずと限界がある。「選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合」をできるだけ少ないものとし、選挙権の侵害を回復する方途を求める必要がある。

裁判所が選挙を無効とする選挙区をどれだけ選定すべきかの規律は、違憲判断の及ぶ範囲を一定程度制限するという司法権に委ねられた権能の行使についてのものである。具体的にどの範囲で選挙を無効とするかは、個々の選挙によって異なることは当然であるが、本件においては、衆議院としての機能が不全となる事態を回避することと投票価値平等の侵害の回復のバランスの観点から、投票価値の較差が2倍を超えるか否かによって決するのが相当である。

今回の選挙の結果によると、295の選挙区のうち最も選挙人数の少ないのは宮城県第5区、最も選挙人数の多いのは東京都第1区であり、その比率は1対2.129である。選挙人数が東京都第1区の選挙人数の2分の1を下回る選挙区は、宮城県第5区以外に11あり、この12の選挙区については選挙無効とされるべきであり、その余の選挙区の選挙については、違法を宣言するにとどめ無効とはしないこととすべきである。